

武蔵引田駅周辺地区地区計画の区域内における
建築基準法第68条の4の規定に基づく認定基準

制定 令和3年3月24日

2多建建三第218号

第1 適用範囲

本認定基準は、武蔵引田駅周辺地区地区計画の区域内における建築基準法（以下「法」という。）第68条の4の規定に基づく特定行政庁の認定について適用する。

第2 認定基準

- 1 建築敷地が、武蔵引田北口土地区画整理事業区域内にあり、土地区画整理法第98条第1項の規定による仮換地の指定がなされていること。
- 2 建築物の建築計画が地区計画の内容に適合し、かつ、周辺の公共施設の整備や土地利用の状況等について、総合的な配慮がなされていること。
- 3 建築敷地が次のいずれかに該当する道路（法第42条に該当する道路）に接すること。
 - (1) 建築敷地の接する道路が、法第42条第1項第4号の指定がなされており、かつ、当該道路以外の道路（法第42条第1項第4号の指定がなされている道路を除く）に接続するまでの区間に、当該道路の指定幅員の10分の6以上、又は幅員4メートル以上の交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない同幅員で連続した空地が確保されている場合。
 - (2) 建築敷地が、法第42条第1項第4号の指定がなされている道路内の空地（延長15メートル以上であり、かつ当該道路の指定幅員を有する空地）に建築基準法関係に規定される必要接道長さで有効に接し、かつ、当該道路以外の道路（法第42条第1項第4号の指定がなされている道路を除く）に接続するまでの区間に、幅員2メートル以上の交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない連続した空地が確保されている場合。
 - (3) 建築敷地が、土地区画整理法に基づき築造する法第42条第1項第2号道路に接する場合。
 - (4) 建築敷地が、主要地方 東京都道165号線 伊奈・福生線に接する場合。
 - (5) (1)～(4)以外の場合で、建築敷地と道路との関係が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合。

附則 この認定基準は、令和3年4月1日から施行する。